

役員等の報酬及び費用弁償規程

（目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人福祉共生会（以下「当法人」という。）の役員及び評議員等の報酬等に関し必要な事項を定めるものである。

（定義）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

（1）役員とは、理事及び監事をいい、評議員、評議員選任解任委員、第三者委員と併せて役員等という。

（2）常勤の理事とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。

（3）非常勤の役員とは、役員のうち、常勤の理事以外の者をいう。

（4）報酬等とは、報酬の職務執行の対価として受けるものである。また、費用とは明確に区分されるものとする。

（5）費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費含む）及び手数料等の経費をいい、報酬とは区分されるものとする。

（年間報酬総額）

第3条 定款第24条役員の総額は各年度に次の報酬総額を超えない範囲とする。

（1）理事の報酬総額 32,000,000 円

（2）監事の報酬総額 600,000 円

なお、一人当たりの報酬額については、職務内容に応じて理事会にて決定し、支給方法については現金を振り込みもしくは手渡しとする。

（理事会・評議員会等の出席報酬等）

第4条 理事長及び理事が理事会または評議員選任解任委員会に出席、参画したときは、別表1により1日分の報酬及び交通費を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬及び交通費はこれを支払わないものとする。また理事会と評議員選任解任委員会を同日に行うときは、評議員選任解任委員会出席報酬は支払わないものとする。

2 評議員が評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び交通費を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務等を行った場合にあっては、第4条、第6条の報酬及び交通費はこれを支給しない。

3 評議員選任解任委員が評議員選任解任委員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び交通費を支払うことができる。

4 交通費の実費が、交通費の額を超える場合には、その実費とする。

5 ただし、役員等が報酬の受領を辞退した場合は、これを支給しないことができる。

（役員及び評議員等の勤務報酬）

第5条 理事長が理事会及び評議員会（出席）以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び交通費を支払うことができる。

- 2 理事が理事会（出席）以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表 2 により報酬及び交通費を支払うことができる。
- 3 評議員が評議員会（出席）以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表 2 により報酬及び交通費を支払うことができる。
- 4 第三者委員が法人の運営のために業務に当たった場合は、別表 2 により報酬及び交通費を支払うことができる。
- 5 入札、実地指導、監査等の立会のために業務に当たった場合は、別表 2 により報酬及び交通費を支払うことができる。
- 6 交通費の実費が、交通費の額を超える場合には、その実費とする。

（監事の報酬等）

- 第 6 条 監事が理事会及び評議員会に出席したときは、別表 1 により 1 日分の報酬及び交通費を支払うことができる。なお、理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会出席に係る報酬及び交通費を支払わないものとする。また、同日にあわせて監事業務を行った場合であっても、本条次項の報酬及び交通費はこれを支払わないものとする。
- 2 監事が理事会及び評議員会（出席）以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導、入札、不在者投票立会等立会業務、または監査の業務にあたった場合は、別表 2 により報酬及び交通費を支払うことができる。

（苦情対応第三者委員、優先入所第三者委員等の勤務報酬等）

- 第 7 条 苦情対応第三者委員、優先入所第三者委員等（以下「第三者委員」という）が理事会及び評議員会に出席したときは、別表 1 により 1 日分の報酬及び交通費を支払うことができる。なお、理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会出席に係る報酬及び交通費を支払わないものとする。また、同日にあわせて苦情対応第三者委員、優先入所第三者委員に係る業務を行った場合であっても、本条次項の報酬及び交通費はこれを支払わないものとする。
- 2 第三者委員が理事会及び評議員会（出席）以外の日において、法人及び施設に係る苦情対応の業務にあたった場合は、別表 2 により報酬及び交通費を支払うことができる。
 - 3 交通費の実費が、交通費の額を超える場合には、その実費とする。

（出張旅費）

- 第 8 条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、別表 3 により報酬及び旅費等を支給することができる。
- 2 旅費は、実費を支給する。
 - 3 業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給できる。
 - 4 旅費は実情を考慮し、増額することができる。
 - 5 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(兼務役員)

第 9 条 施設の職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規程を適用することができる。

(役員等の職務証跡)

第 10 条 役員等は、法人職務証跡資料として、タイムカード等（職務証跡）の作成に協力するものとする。

(公表)

第 11 条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第 59 条の 2 第 1 項 2 号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改正)

第 12 条 本規程の改正は、評議員会の議決を経なければならない。

付 則

- 1 この規程は、令和元年 8 月 24 日より施行する。
- 2 この規程は、令和 2 年 3 月 31 日より施行する。
- 3 この規程は、令和 4 年 9 月 1 日より施行する。

役員報酬 別表 1 (日額)

名 称	報 酬	交 通 費
理事会出席報酬等	15,000円	2,000円
評議員会出席報酬等	15,000円	2,000円
評議員選任・解任委員会 出席報酬	15,000円	2,000円
第三者委員	15,000円	2,000円

別表 2

名 称	報 酬	交 通 費
理事長業務報酬等	別途理事会決議による	2,000円
業務執行理事業務報酬等	100,000円(月額)	2,000円
理事及び評議員業務報酬等(日額)	15,000円	2,000円
実地指導監査・入札・不在者投票等立会 業務報酬(日額)	10,000円	2,000円
監事監査指導報酬等(日額)	20,000円	2,000円
優先入所第三者委員(日額)	5,000円	2,000円
苦情対応第三者委員(日額)	5,000円	2,000円

別表 3 (日額)

旅 費	宿泊費	報酬	その他
実 費	20,000円	15,000円	2,000円